

介護保険制度改正が及ぼす

福祉用具専門相談員・福祉用具への影響について

■一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

はじめに

令和6年度介護保険制度改正において、福祉用具に関しては、「社会保険審議会 介護保険部会（以下…介護保険部会）」と「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会（以下…あり方検討会）」にて議論されています。そのため、今回は、まず、本会の説明、次に、介護保険部会・あり方検討会での議論（会議資料の抜粋等での説明）、最後に本会における取り組みをご紹介します。

ふくせんの説明

○ふくせんについて

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（略称…ふくせん）は、

平成19年7月に福祉用具専門相談員の専門性向上と社会的地位の確保を目指した職能団体として設立されました。そして、より公益性の高い事業を展開できるよ

う、平成22年10月1日（福祉用具の日）、一般社団法人格を取得しました。平成23年度からは、厚生労働省・老人保健健康増進等事業などの公費助成を受け、調査研究事業等を受託しています。特に、平成23年度には福祉用具サービス計画の義務化に向けた調査研究、平成25年度には当該計画作成の「ガイドライン」の開発と共に職種全体の質の底上げに向けた指定講習を見直すなど、国の政策に直結する活動も展開しています。

本会が行う事業については、定款において以下の通り定められております。

- (1) 福祉用具専門相談員等の職務に関する知識、技能の向上に関する研修
- (2) 福祉用具専門相談員等の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発
- (3) 福祉用具専門相談員等が必ず要としている情報の提供
- (4) 福祉用具サービス等の普及、発展に関する調査及び研究
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

○福祉用具専門相談員の倫理綱領について

本会では上記定款でも定めている通り、職業倫理の向上に関して、倫理綱領を作成いたしました。福祉用具の専門職としての立場を明確にし、本协会会员一人ひとりがこれを遵守し、自らの専門性を高めて福祉用具サービスの提供に努めていくものとし、以下10項目にてそれぞれ果たすべき役割等を本会ホームページにて掲載しております。

このように本会では、福祉用具専門相談員の専門性向上のため、知識、技能の向上に関する研修等の活動を実施しております。

1. 法令遵守
2. 平等原則
3. 守秘義務
4. 説明責任
5. 不当な報酬・利益供与の禁止

6. 利用者情報の活用
7. 多職種との連携
8. 普及・啓発
9. 専門性の向上
10. 社会貢献

介護保険部会での福祉用具に

関する議論

○介護保険部会について

令和6年度改正に向けて、介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が提出されています。福祉用具に関しては、以下の通り記載されています。

(福祉用具)

○介護保険制度における福祉用具については、制度施行当初からの状況の変化等を踏まえ、令和4年2月より外部有識者が参画する「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」において、6回にわたる幅広く検討を行い、同年9月14日に議論の整理をとりまとめています。こうした議論の整理を踏まえ、福祉用具貸与・販売種目のあり方や福祉用具の安全な利用

の促進等について、引き続き検討を行うことが適当である。

あり方検討会に関しては後述いたします。

○生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

おなじく「介護保険制度の見直しに関する意見」について、福祉用具に密接に関係がある介護ロボット・ICTやテクノロジーの活用について関して、「Ⅱ 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保 (2) 生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現 施設や在宅におけるテクノロジーの活用」の中で、以下の通り掲載されています。(以下資料抜粋)

Ⅱ 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保 (総論)

○介護現場において、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入により、サービスの質を確保しつつ効率的なサービス提供を行

うとともに、介護職員が行うべき業務の切り分けや、事務作業等の職員負担軽減を徹底することにより、介護職員が専門性を生かしながら働き続けられる環境づくりを早急に進めつつ、職員の働く環境の改善などにつなげていく必要がある。

(2) 生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現

(施設や在宅におけるテクノロジーの活用)

○介護現場におけるテクノロジーの導入は早急に推進する必要がある。現在も、地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット・ICTの導入支援事業が実施され、テクノロジーを導入する際の経費の一部の補助が行われているが、こうした支援を引き続き行うことが重要である。その際、事業のわかりやすい周知に努める必要がある。

○主に施設系サービスにおいて抽出・把握した課題や目指すべき

姿・方向性と、その課題の改善等の効果が期待される機器の導入とを組み合わせた取組事例集である「介護ロボットのパッケージ導入モデル」について、その普及が図られている。こうしたモデルについて、今後更に大規模な実証等を通じて一層の充実等を図るとともに、都道府県のワンストップ窓口等を経由した現場への周知やノウハウの共有について、積極的に推進することが適当である。また、導入による効果について、事業者にとってわかりやすい情報提供が行われることが重要である。

○在宅サービスにおいても、ICTの導入等テクノロジーの活用を更に進める必要があり、情報共有や記録等の円滑化の視点、サービスの質の確保や導入時の課題などの論点も含め、調査研究を進めるなど、現場での利活用にあたって有用な取組を推進していくことが重要である。

○福祉用具専門相談員の役割

このように介護保険部会におい

て施設や在宅において介護ロボットの活用が求められております。介護ロボットの更なる普及を図るためには、メーカーと利用者・家族・介護スタッフを結びつける福祉用具専門相談員の積極的な関与が不可欠と考えます。本会としても介護ロボットに関する知識向上を図るための研修会等を実施していきます。

介護保険制度における

福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会での議論

○介護保険制度における福祉用具

貸与・販売種目のあり方検討会について

あり方検討会の開催要項に目的、検討事項が示されています。

※本会理事長の岩元文雄が構成員として参加

(目的)

社会保障審議会介護給付費分科会における令和3年度介護報酬改定に関する審議報告を踏まえ、介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸

課題等について、現行制度の貸与

の原則や福祉用具の適時・適切な

利用、利用者の安全性の確保、

保険給付の適正化等の観点を踏

まえた検討を行うため、介護保

険制度における福祉用具貸与・

販売種目のあり方検討会を開催

する。

(検討事項)

検討会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題
- (2) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策
- (3) その他福祉用具貸与・販売に関する諸課題への対応等

○介護保険制度における福祉用具

貸与・販売種目のあり方検討会

の中間整理について

介護保険部会で報告されている「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」については、令和4年9月14日にこれまでの議論の整理が示されています。以下中間整理に示された

内容を抜粋します。

I 総論 基本的な考え方

II 各論

- 1 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討
- 2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策
- 3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応

III 検討会における意見をもとに構成した具体的な整理案について

■ I 総論 基本的な考え方

○介護保険制度における福祉用具については、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則として、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によって形態・品質が変化

し、再利用できないものは販売種目としている。

○令和3年4月の介護予防・居宅介護サービス別の受給者数をみると、福祉用具貸与は居宅介護支援に次いで多く、約239万人（居宅サービス利用者数の約59.9%）となっている。また、福祉用具貸与の保険給付の状況について、介護予防も含めると、令和元年度の福祉用具貸与の費用額は約3494億円、特定福祉用具販売の費用額は、年間約149億円と、居宅サービス費用全体の約7%程度を占めている。

○福祉用具貸与・販売種目のあり方等の検討に際しては、以下の基本的な視点を踏まえて、検討を進めるべきである。

- ・高齢者の自立

介護保険制度における、高齢者の自立支援、利用者自身の選択、予防重視、在宅重視という基本的な理念は普遍的であり、各サービス等によって日常生活の拡大や、社会参加によって地域共

生社会の一員として暮らせることを目指すものであり、福祉用具の使用は一つの手段であることを認識した上で、高齢者等の自立にとって何が適切なのかを踏まえて検討をする必要がある。

・福祉用具貸与等が果たしてきた役割

在宅生活の維持や、効果的・効率的な給付において、福祉用具貸与や介護支援専門員との連携も含めた福祉用具専門相談員が果たしている役割の重要性を踏まえるべきである。

・制度の持続可能性の確保
今後利用者が増加する一方、担い手である現役世代は減少していくことから、介護保険制度の持続可能性も踏まえて、共助の仕組みである福祉用具貸与について、介護保険方式の全体の中のリスクをどう考えるのか、社会保障制度としての公平性や機会均等、給付と負担等の観点から議論していく必要がある。

・制度制定当時からの変化に伴う対応

介護保険法施行当初と比較して、福祉用具製品の充実や市場の拡大、要支援の者、要介護度1の者については特に増加率が高くなっていることから、これらの変化も踏まえ、現在の状況に即した議論を進めるべきである。

■Ⅱ各論 1 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討

○社会保障審議会介護給付費分科会における令和3年度介護報酬改定の議論では、財務省の財政制度等審議会等における指摘（福祉用具の貸与種目のうち、要介護度に関係なく給付され、廉価とされているもの（歩行補助つえ、歩行器、手すり等を販売種目に移行すべき）を踏まえ、福祉用具の貸与・販売種目の在り方について検討が行われた。

(1) 現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売の考

え方の再整理

検討の方向性と積極的な検討を求める意見と慎重な検討も求める意見は以下の通り記載されています。

（積極的な検討を求める意見の一例）

○被保険者数、サービス利用者数、軽度とされている者の増加がある中、制度の持続可能性を高めるため、メンテナンスの必要性の低い品目、要介護度に関係なく給付され廉価とされている貸与種目の整理に向けた検討を進めることが必要である。

（慎重な検討を求める意見の一例）

○高齢者は状態の変化（悪化・改善等含む）が生じやすいため、福祉用具貸与は適宜借り換え等も行うことができることから、在宅での自立した生活の維持という目的を既に果たしている。短期間で貸与が終了する者もおり、また、状態に合っていないものが給付されると、悪化を招くことにな

り、同一商品を長期で使用している場合でも交換等は生じるので、必ずしも販売は利用者の経済的負担が少ないというものではない。

さらに以下のような項目が記載されています（詳細割愛）。

- (2) 利用者の状態を踏まえた支援等
- (3) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売後の継続した支援

■Ⅱ各論 2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策

以下のような項目が記載されています。（詳細割愛）

- (1) 貸与時における福祉用具の適切な選定の促進・利用
- (2) 貸与決定後等における給付内容の検証の充実

■Ⅱ各論 3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応

以下のような項目が記載されています。

(1) 福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用（詳細割愛）

（福祉用具貸与・販売事業所における利用安全の促進）

（事故情報、ヒヤリハット情報の共有）

(2) サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組

（現況）

○福祉用具貸与計画は、利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との他職種連携を強化するため、利用者ごとに作成の上、介護支援専門員への交付が義務化されているが、よりPDCAサイクルに即した支援を実施するため、これまでの調査研究事業により、計画書等に記載情報を整理し、計画作成時の評価視点、記載の基準、書式の標準化に向け、計画書等の様式例の改訂案が作成された。

○更に、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識が求められることから、事業所における研修機会の確保について規定しているほか、相談員が福祉用具に関する必要な知識の習得及び能力の向上等の自己研鑽を常に行う努力義務を課している。

（検討の方向性）

（福祉用具の提供におけるPDCAサイクルに基づく支援の提供）

○具体的には、福祉用具貸与計画に加えて福祉用具の使用に関するモニタリング書式も充実等の上、評価項目、評価基準の作成、経験が浅い福祉用具専門相談員や介護支援専門員が参考にできる評価のポイントやプロセスの要点等を整理すべきとの意見があった。

（指定講習カリキュラム、現に従事している福祉用具専門相談員への研修について）

○制度の知識、商品の知識、事故情報等々を常に最新のものを熟

知する必要があるため、利用安全等に関する指定講習カリキュラムの見直しに加え、現に従事している福祉用具専門相談員への講習等の促進についても検討を進める必要がある。

○現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修促進の具体的な意見としては、定期的な研修機会の確保や充実化、定期間毎の講習受講の義務づけ、福祉用具専門相談員の更新制等の意見があった。加えて、これらの研修の実施にあたっては、地域の保険者が支援・協力することが有益であること、各種団体が既に取り組んでいる現に従事している者向けの研修について、団体における更なる取組の促進についての意見もあった。

○指定講習カリキュラムにおいては、福祉用具の活用（8時間）について、種目別の事故、リスクマネジメント、事故発生的事例や転倒リスク等の講義・演習の追加が考えられるとの意見があった。

■Ⅲ 検討会における意見をもとに構成した具体的な整理について（詳細割愛）

1 一部の貸与種目において福祉用具貸与・特定福祉用具販売の選択を可能かどうかに対する考え方

2 介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直し

本会の取り組みについて

○福祉用具の提供におけるPDCAサイクルに基づく支援の提供について

本会では令和3年度の老健事業となる「サービスの質の向上に向けた福祉用具貸与計画書における項目の標準化に関する調査研究事業」において、ふくせん福祉用具サービス計画書の改編に関する検討を行い、令和4年度の老健事業となる「福祉用具貸与等におけるサービスの見える化及びサービス向上に資するPDCA推進に関する研究事業」において、サービス計画書の改編様式（案）を試用したデータを蓄積し、サービス内容や提供プロセスを明確に

することでPDCAサイクルの促進を推進していきます。

○現に従事している福祉用具専門相談員への研修について

本会では、平成27年から平成29年度の老健事業において実施した内容を踏まえて「福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）」として発展させ、更新制度を導入することにより、福祉用具専門相談員の新たな研修体系として、本会の自主事業として本格的に全国で研修会を開催し、令和3年よりオンラインによる研修も実施しております。

まとめ

今後の福祉用具の制度改正に關しては、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の内容が反映されます。あり方検討会では「福祉用具貸与・特定福祉用具販売の選択」や「福祉用具の選定の判断基準の見直し」など制度運営の根幹にかかわる内容について今後検討されてきます。具体的な

スケジュールについてはまだ示されておりません。しかし本会としては、令和6年度改正、その先の令和9年度改正を見据え、福祉用具専門相談員の職能団体として、利用者の自立支援や介護者の負担軽減に資する福祉住環境の整備の視点を最優先し、あり方検討会や各種委員会での発言や関係機関との連携を通じて、制度改正等に取り組んでいきたいと考えます。

●執筆者

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
事務局

<http://www.zfssk.com/>

